

一九四五五年三月十日の東京大空襲に対する政府の認識に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年四月二十四日

参議院議長 平田 健二 殿

福島みづほ

一九四五年三月十日の東京大空襲に対する政府の認識に関する質問主意書

一 東京大空襲について、当時の重光外相が「今日、諸国間で合意されている国際法と人道の原則に対するもつとも深刻かつ重大な違反」との主旨の抗議を米国政府に一九四五年三月二十二日に行つたとの報道が、朝日新聞（二〇〇八年三月十日）に掲載されている。このように、当時の外相が抗議を行つたとのことだが、それはどのような内容の抗議文か、また、どのような方法・形式で抗議が米国政府に届けられたのか、などについて当時の具体的な情報を明らかにされたい。

二 重光外相が行つた抗議について、当時の政府はその発信行為及び内容を承認していたのか。

三 当時の米国政府は、どのような回答、対応をしたのか明らかにされたい。

四 安倍内閣は、東京大空襲について、国際法に違反する行為との認識を持つているのか。また、当時の重光外相の抗議についてどのような認識を持っているのか。

右質問する。

